

## 医療労務管理支援事業

### 医療勤務環境改善研修会 「働き方改革について」

平成 29 年 3 月に政府が「働き方改革実行計画」を公表したことを踏まえ、厚生労働省が平成 29 年 8 月に「医師の働き方改革に関する検討会」を設置しました。また、今年 6 月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限規制が設けられましたが、医師については 5 年間の猶予期間が設定されました。このように医療現場においても働き方については、今後、検討をしなければならない重要な課題となっています。

京都府医療勤務環境改善支援センターでは、平成 27 年度より京都労働局、公益社団法人京都府看護協会の共催で、北部地域及び京都市内・南部地域にて勤務環境改善に関する研修会を開催しています。3 年目となる今年度は、医療勤務環境改善研修会「働き方改革について」をテーマに研修会を開催いたしました。

今回、北部地域研修会として、平成 30 年 7 月 24 日（火）市民交流プラザふくちやまにて、64 名の参加者を得て開催いたしました。はじめに、京都私立病院協会事務長会常任委員会委員・京都ルネス病院事務長の山口浩二氏より開会挨拶があり、講演①として「医師の働き方改革に関する検討会」の構成員である塩原公認会計士事務所特定社会保険労務士の福島通子氏を講師にお招きし、「医師の働き方改革について」をテーマにご講演いただきました。講演では、



福島通子氏

先日、成立した働き方改革関連法案の内容について説明されました。また、時間外労働規制の施行を待たずとも、医療機関が自主的な取り組みを進める必要がある項目として、医師の働き方改革に関する検討会が取りまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について紹介されました。その取組として、①医師の労働時間管理の適正化に向けた取組 ②36 協定等の自己点検 ③産業保健の仕組みの活用 ④タスク・シフティング（業務の移管）の推進 ⑤女性医師等の支援 ⑥医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組、等の項目が挙げられました。今回、医師については時間外労働規制の施行への猶予期間が設定されているが、施行日までにいずれも取り組んでいかなければならぬ課題であるとのことでした。

講演②として、社会医療法人明和会医療福祉センター法人本部人事主幹の竹中君夫先生を講師にお招きし、「働き方改革と経営戦略を両立させる」をテーマにご講演いただきました。育児休業復帰後の働き方として、週休 3 日制の短時間正職員制度について説明され、その導入事例について紹介されました。また、働き方改革と経営を両立させるポイントは、①「病棟に何



竹中君夫氏

人配置する」という人員計画を、みんなで共有する ②夜勤を担当できる人数の目標を明確にした上で、みんなで達成する ③育児等で、成長スピードを緩めた人が再び上位に追いつく流れを確立することが重要であり、それにより職員と経営がともに満足し、最大の経営効果が発揮されるとのことでした。最後に京都府看護協会常任理事の林千鶴子氏より閉会挨拶がありました。

全体を通じて、各医療機関が勤務環境改善に取り組むにあたり、大変参考になる講演内容でした。次回、京都市内・南部地域研修会として、平成30年12月13日（木）メルパルク京都において、両講師をお招きして開催いたしますので是非ご参加下さい。